3　前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一　一般乗合旅客自動車運送事業者　次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ　一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ　一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二　一般貸切旅客自動車運送事業者　次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ　一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ　一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

三　一般乗用旅客自動車運送事業者　次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗用旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載

イ　一般乗用旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ　一般乗用旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（遅延に関する公示）

**第十六条**　一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、速やかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を公示しなければならない。

2　前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、次に掲げる一般旅客自動車運送事業者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により行うものとする。

一　一般乗合旅客自動車運送事業者　次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ　一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ　一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

二　一般貸切旅客自動車運送事業者　次のいずれかに該当する場合を除き、当該一般貸切旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法

イ　一般貸切旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

ロ　一般貸切旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（事故に関する公示）

**第十七条**　一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公示しなければならない。

一～五　（略）

2　前項の規定による公示は、関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示するとともに、一般乗合旅客自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。ただし、一般乗合旅客自動車運送事業者が次のいずれかに該当する場合には、当該公示をウェブサイトへの掲載により行うことを要しない。

一　一般乗合旅客自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　一般乗合旅客自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

3　前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（遅延の掲示）

**第十六条**　一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。

（新設）

（事故に関する掲示）

**第十七条**　一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定めるところに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を関係のある営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

一～五　（略）

（新設）